

開設した日から 10 日以内に届出を行うこと

様式第 1 号

「湘南」と記入

飼育動物診療施設開設届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

湘南家畜保健衛生所長 殿

本紙の欄外に捨印をお願いしています

この書類を提出する日付を記入

開設者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

法人で届け出る場合は主たる事務所の住所
個人で届け出る場合は自宅の住所

氏名 △△ 株式会社 代表取締役 湘南 一郎 印
(法人にあってはその名称、代表者の役職氏名及び代表者印)

個人で獣医師の場合は「有」に〇
法人の場合は代表者が獣医師かどうかに関わらず「無」に〇

獣医師であることの有無 (有・無)
電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
ファクシミリ番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

法人は代表者印
個人はパソコン入力の場合、個人印を押印

診療施設を開設したので、獣医療法第 3 条の規定により、診療施設の開設を次のとおり届け出ます。

1 診療施設	ふりがな 名称	△ △ どうぶつびょういん △△動物病院		
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX	〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	開設場所	〒〇〇〇-〇〇〇 〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	開設年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
2 管理者	ふりがな 氏名	しょうなん はなこ 湘南 花子		
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX	〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇 〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
3	診療の業務の種類	産業動物 <input checked="" type="radio"/> 小動物 <input type="radio"/> その他 ()		
4	診療施設の構造設備の概要			
該当するものを〇で囲ってください	(1) 建物の構造	独立家屋 (1 階建て)、マンション・アパート等の集合家屋 (階)、 その他 () 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造、 その他 ()		
	(2) 診療施設の床面積	100㎡		
	(3) 逸走防止の設備	おり <input checked="" type="radio"/> ケージ、くい・保定枠等、動物が自力で開放できない構造の扉・窓 その他 ()		
	(4) 感染防止の設備	<input checked="" type="radio"/> 有・無 <input type="radio"/> 隔離収容設備、間仕切り板が設置されたおり・ケージ その他 ()		

管理獣医師の自宅の住所を記入

独立家屋：何階建てかを記入
集合家屋：建物の何階にあるかを記入

※開設時には、逸走・感染防止の設備が必要です
(往診のみの場合を除く)

※開設時には消毒設備が必要です

該当するものを○で囲ってください

(5) 消毒設備		煮沸消毒器、滅菌手洗器、 オートクレーブ 、ガス滅菌器、 噴霧器 、散霧器 その他（ ）		
(6) 調剤施設	有 ・無	「有」の時は下の欄も記入		
	採光、照明及び換気	有 ・無	窓、換気扇	
	冷蔵貯蔵施設	有 ・無	冷蔵庫その他冷蔵貯蔵ができる設備	
	調剤器具	有 ・無	調剤台、はかり、薬匙等	
(7) 手術施設	有 ・無	「有」の時は下の欄も記入		
	耐水性の構造の内壁及び床	有 ・無	内壁（床面からおおむね1.2mまでの高さ）及び床がコンクリート、モルタル、タイル等の耐水性材料で覆われていること。	
(8) エックス線装置 <small>（獣医療法施行規則第1条第6号に該当するものに限る。）</small>	1 台（装置を有する場合は次ページ以降「エックス線装置の概要」に記入のこと）			台数分記入
(9) その他	診療形態が往診のみの場合はここに「往診のみ」と記入			
(10) 診療業務を行う獣医師（管理者を最上段に記載してください） （エックス線装置を有する場合は、エックス線診療に従事する獣医師及びそれに関する経歴）				
氏名	獣医師登録番号	登録年月日	エックス線診療に従事	エックス線診療に関する経歴
湘南 花子	第○○○○○号	H20.4.1	する ・しない	エックス線診療に11年間従事、○○講習会参加
平塚 太郎	第○○○○○号	R1.4.1	する ・しない	エックス線診療に1年間従事
獣医師免許証を書換えして裏書きがある場合は、免許証の裏面に記入されている最初の登録年月日を記入			する・しない	診療施設でエックス線診療に従事した期間、エックス線に関する講習会の参加状況を記入
			する・しない	
			する・しない	
			する・しない	

※ 「診療用高エネルギー放射線発生装置」、「診療用放射線照射装置」、「診療用放射線照射器具」、「放射性同位元素装備診療機器」、「診療用放射性同位元素」、「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」を有する場合は、獣医療法施行規則第1条7号～11号に定められた事項を添付すること。

定格出力の管電圧 10 キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが 1 メガボルト未満の엑스線装置が対象
 ※設置台数分記入すること

5 엑스線装置の概要

(1) 엑스線装置の製作者名、型式及び엑스線高電圧発生装置の定格出力

製作者名	〇〇 株式会社			
型式	ABC-123型			
製造年月日	令和〇年 〇月 〇日			
装置の種類	固定式（移動可）	固定式（移動不可）	ポータブル	
撮影用のみのもので、コンデンサーを備えていないものは短時間定格出力のみを記入	区分	管電圧	管電流	撮影時間
	長時間	KVp	mA	-
	短時間	100 KVp	40 mA	0.2 秒
蓄電式	KV	μF	-	
用途	撮影・透視・治療			個人から法人へ移行の場合は中古品となるので注意する
設置時の状態	新品・中古品			
設置年月日	令和〇年 〇月 〇日			

撮影用のみのもので、コンデンサーを備えていないものは短時間定格出力のみを記入

該当するものを○で囲ってください

(2) 엑스線装置の放射線障害防止に関する構造設備の概要

엑스線装置の共通事項	用途に限らず記入
照射筒	有 ・ 無
絞り	有 ・ 無
総ろ過量	2.5 mmアルミニウム当量

透視用엑스線装置 用途が透視用の時記入

엑스線管回路自動開放装置	有 ・ 無
利用線すい可動絞り装置	有 ・ 無
蛍光板有効面積外放射防止装置	有 ・ 無
蛍光板通過後の放射線量	nC/kg・時間
蛍光板周囲と被放射体周囲の散乱線防護	有 ・ 無

治療用엑스線装置 用途が治療用の時記入

ろ過板保持装置	有 ・ 無
---------	-------

(注意：엑스線装置を複数保有する場合は、このページを台数分記載してください。)

該当するものを○で囲ってください

表示すること

(3) エックス線診療室の放射線障害防止に関する構造設備の概要

エックス線診療室の概要		エックス線診療専用の室、診察室と兼用の室、 手術室と兼用の室 、その他 ()			
診療室の 遮へい物等 の概要	区分	材 料	厚 さ	放射線防護に関する措置	
	天井	鉛合板	〇〇mm	鉛当量〇〇mmPb	
	周等 囲（ の壁 遮を へ含 いむ 物）	東 側	鉛合板	〇〇mm	鉛当量〇〇mmPb
		西 側	鉛合板	〇〇mm	鉛当量〇〇mmPb
		南 側	鉛合板	〇〇mm	鉛当量〇〇mmPb
		北 側	鉛合板	〇〇mm	鉛当量〇〇mmPb
	床	コンクリート	〇〇〇mm	地下室なし	
出入口の扉	鉛合板	〇〇mm	鉛当量〇〇mmPb		
標 識 の 有 ・ 無		有 ・ 無			
注意事項の表示		有 ・ 無			

人が常時立ち
入る場所にお
ける実効線量
が1週間につ
き1 mSv 以
下になるよう
遮へい物を設
ける

(4) 診療施設における放射線障害の防止に関する予防の概要

管理区域	立入制限措置	遮へい物（材質等：鉛合板） による区画、白線による区画、 その他 ()
	標識の有無	有 ・ 無
その他	診療施設の見取図及び エックス線装置を 使用する室の遮へい 物等の配置状況	(別 紙)

(5) その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

防護用具の保有状況	防護手袋 (2)、 防護エプロン (2)、 その他 (名称 : , 数量 :)	数量を記入
エックス線診療従事者等の放射 線測定用具等の保有状況	フィルムバッジ (2)、熱ルミネセンス線量計 ()、 ポケット線量計 ()、その他 (名称 : 数量 :)	

測定用具としてフィルムバッジのみを保有している場合は
エックス線診療に従事するスタッフの人数分必要です

6 主要幹線道路からの案内図

最寄りの幹線道路（国道等）からの案内図を記入
※手書きの他、開設チラシ、インターネットの地図でも可です

これでも可

注意：他の用紙により提出する場合は、「別紙添付」と記入してください。

7 診療施設配置図（平面図） 主な備品等も記入してください。

「待合室」「診察室」「手術室」「エックス線検査室」
「入院室」等を部屋の主な目的に合わせて明示してください。

備品：「薬品だな」「ケージ」「冷蔵庫」「エックス線装置」等の
配置を明示してください
※設計図でも可です

これでも可

注意：他の用紙により提出する場合は、「別紙添付」と記入してください。

8 エックス線装置を使用する室の遮へい物等の配置状況

平面図及び側面図
「エックス線装置」「遮へい物等の配置」「管理区域」
「エックス線の標識」「注意事項の表示場所」等を記入

これでも可

注意：他の用紙により提出する場合は、「別紙添付」と記入してください。

注意：添付書類

忘れずに提出してください

- (1) 開設者が法人である場合にあっては、定款又は寄付行為
- (2) 開設者（法人の場合はその代表者）が獣医師である場合はその者の、また管理者及び診療を行う獣医師の免許証の写し
- (3) エックス線装置を使用する場合は、獣医療法施行規則第18条に基づき診療を開始する前に行った、エックス線量の測定結果を示す書類。